

名古屋市図書館雑誌スポンサー広告事業者募集要項

1 募集内容

名古屋市図書館において、雑誌スポンサー広告事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 設置施設

名古屋市図書館 21 館です。（11 を参照）

3 広告の媒体・内容

事業者が名古屋市図書館の雑誌の雑誌カバーにスポンサー広告を掲載するために、広告主の募集、広告ステッカーの作成、貼付、維持管理及び広告パネルを設置するものです。

広告ステッカーは、図書館の雑誌カバー裏面に添付します。1枚当たりの大きさはA5（横148mm～縦210mm）～A6（横74mm～縦105mm）サイズとします。

広告パネルは、各館の指定場所にパネルを設置します。

広告ステッカー及び広告パネルの詳細は、別紙1及び別紙2のとおりです。

4 設置期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、公用若しくは公共用としての使用の必要性や事業者の管理状況を勘案して支障がないと判断したときは、当初の条件を変更しないことを前提とし、1年を単位として最大4回まで更新することができます。（令和13年3月31日まで）

また、千種図書館に限り最大1回までの更新をすることができます。

期間の更新を希望される場合は、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに申し出てください。

5 事業者の責務

(1) 広告ステッカー及び広告パネルの作成、貼付、設置、維持管理、撤去並びに設置場所の原状回復については、すべて事業者において行い、その費用は事業者が負担するものとします。

(2) 事業者は、ステッカーの破損・パネルの落下等により図書館の利用者等に危険を生じさせないように十分配慮してください。

(3) 広告媒体のトラブルや広告内容の苦情等の対応は、事業者の責とし、迅速に対応してください。

(4) 事業者は、広告の入れ替えなどメンテナンスを行う場合は、当該図書館へ事前に日時等を連絡するものとします。

6 広告料及び目的外使用料

事業者は、広告の掲出の有無にかかわらず、設置期間に応じた広告料及び目的外使用料を納付していただきます。

(1) 広告料

最低金額を月額 72,000 円（税抜・21 館一括）とし、最低金額以上で提案していただいた金額を広告料とします。

(2) 行政財産目的外使用料

広告パネルの設置について、設置場所にかかる行政財産の目的外使用許可を受けるとともに、広告料とは別に、行政財産目的外使用料を納付していただきます。

目的外使用料は、月額 900 円／㎡であり、設置面積に使用料を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとします。（別紙 4 参照）
設置にあたっては、目的外使用許可の許可条件を遵守してください。

(3) (1) (2) とともに、令和 10 年度以降は千種図書館を除く 20 館分の金額とします。(1) は最低金額 72,000 円の場合、68,572 円（小数点以下切り上げ）となります。(2) の場合は、別紙 4 における合計面積から千種図書館分面積を除いた面積で算出します。

7 広告の内容について

名古屋市教育委員会広告掲載要綱（平成 18 年 6 月 30 日教育長決裁）を遵守してください。なお、掲出する広告は、名古屋市教育委員会広告審査会で審査します。

当初申請時の広告内容から変更がある場合は、広告掲載の 2か月前までに鶴舞中央図書館へ提出し、広告審査会で審査を受けるものとします。

8 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 募集開始の日から設置事業者選定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 募集開始の日から設置事業者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 29 日付 19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

9 申込方法等

(1) 申込先・申込期間

申込先 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 155 号
名古屋市鶴舞中央図書館庶務担当

申込期間 令和 7 年 11 月 25 日(火)～令和 7 年 12 月 24 日(水) (必着)
(午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 申込方法

申込期間内に、次の書類を各 1 部ずつ鶴舞中央図書館庶務担当へ持参又は郵送してください。ただし、選定の結果にかかわらず、提出された書類は返却しません。

ア 名古屋市教育委員会広告掲載申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要（パンフレットなど）

ウ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

原本を提出してください。

エ 法人役員調書

オ 掲出予定の広告

(3) 事業者の選定

事業者については、この要項で定める内容を満たすもののうち、最低金額以上で、最高額（提案額の合計）をもって広告料の価格提案を行った者として、

なお、同額の提案を行った者が複数いる場合は、抽選により事業者を選定することとし、その方法等については別途通知します。

10 その他

- (1) 名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます（法人役員調書）。情報の提出に同意いただけない方は、申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、応募のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

- (2) 申込みにあたっては、現地を必要に応じて確認するとともに、名古屋市教育委員会広告掲載要綱を必ずご参照ください。なお、現地を確認する場合は、事前に鶴舞中央図書館庶務係へご連絡ください。
- (3) 設置期間内であっても、事業者の責に帰する理由につき、広告の設置が不適当な事情が生じた場合には、図書館長は使用を中止することができるものとします。
- (4) 本要項中に定めのない事項については、名古屋市教育委員会と事業者で協議して定めることとします。なお、協議が整わない場合は、名古屋市教育委員会の指示に従うこととします。

11 参考

《図書館入館者数》

図書館名	所在地	令和6年度入館者数（人）	令和5年度入館者数（人）
鶴舞中央図書館	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号	701,558	703,743
千種図書館	名古屋市千種区田代町字瓶杵1番地の137	213,485	※150,814
東図書館	名古屋市東区大幸南一丁目1番10号	344,666	355,761
北図書館	名古屋市北区志賀町4丁目60番地の31	253,200	249,331
楠図書館	名古屋市北区楠二丁目974番地	143,713	146,012
西図書館	名古屋市西区花の木二丁目18番23号	326,585	309,523
山田図書館	名古屋市西区八筋町358番地の2	142,918	141,604
中村図書館	名古屋市中村区中村町字茶ノ木25番地	306,805	318,784
瑞穂図書館	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地	309,052	300,579
熱田図書館	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号	256,659	258,372
中川図書館	名古屋市中川区吉良町178番3	322,976	※116,175
富田図書館	名古屋市中川区服部三丁目601番地	140,811	146,299
港図書館	名古屋市港区港楽一丁目14番16号	175,835	182,902
南陽図書館	名古屋市港区秋葉一丁目130番地の79	84,449	89,958
南図書館	名古屋市南区千竈通2丁目10番地の2	182,839	199,720
守山図書館	名古屋市守山区守山一丁目6番1号	173,140	173,647

志段味図書館	名古屋市守山区深沢一丁目 101 番地	143,728	148,158
緑図書館	名古屋市緑区旭出一丁目 1104 番地	258,733	230,037
徳重図書館	名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地	396,618	384,338
名東図書館	名古屋市名東区文教台二丁目 205 番地	267,057	281,611
天白図書館	名古屋市天白区横町 701 番地	212,891	212,313

※工事のため一部休館。

問い合わせ先 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 155 号
名古屋市鶴舞中央図書館庶務担当
電話 052-741-3133